

高石市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高石市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長（議長に事故等があるときは、副議長）は、次に掲げるときは、議会に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 暴風、大雨、洪水等により市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき。
- (2) 市域に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生したとき。
- (3) 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (4) 大阪府域に大津波警報が発表されたとき。
- (5) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長は、災害対策会議を設置したときは、各議員及び市長に通知するものとする。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、総務文教委員会委員長（委員長に事故等があるときは、副委員長）、福祉土木委員会委員長（委員長に事故等があるときは、副委員長）をもって構成する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 議長は、必要と認める場合には、他の議員に対し、災害対策会議への参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集して整理し、高石市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に提供すること。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、会派又は議員に情報提供を行うこと。
- (3) 市対策本部からの依頼事項に関すること。
- (4) 市対策本部に要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、府、関係機関等に対し要望活動を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の記録を取り、事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 7 月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。